

	号外	定価1部2円	政治闘争 学習資料
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

(2019.5.20)

公務員の政治活動 って？

「地位利用」以外は概ね可能 組合運動としての行動は「問題なし」

「公務員は選挙をやってはいけない」と言われますが、どのような根拠があるのでしょうか。法律、判例等での制限について調べると、大きくは公職選挙法と地方公務員法に制限等の記載があり、付随した裁判例がいくつかあります。

それらの解釈を含め私たちが出来る活動について整理してみました。

I 「選挙運動」と「選挙運動類似行為」

判例・実例によると、「選挙運動」とは、①特定の選挙において、②特定候補者の当選を目的として、③投票を得又は得させるために必要かつ有利な行為（投票の要請行為）、とされ、原則選挙期間中にしか出来ない行為とされています。

一方、「選挙運動類似行為」は、①立候補の準備行為、②選挙運動の準備行為、③政治活動、④地盤培養行為、⑤後援会活動、⑥労働組合等の内部行為、とされており、いつでも実施することが許されています。県職労で取り組む、特定候補の支持・推薦決定を組合員へ知らせること（機関紙の掲載、直接組合へ要請すること）は①、⑥にあたるもので、問題ないとされています。

選挙前に出来ること	○	<ul style="list-style-type: none"> ・組合において特定の候補予定者の推薦決定 ・分会会議や、組合オルグ等における、推薦決定の周知徹底 ・職場内の同僚や知人等に、組合推薦候補予定者を紹介すること
	×	<ul style="list-style-type: none"> ・同級生や近所等に、特定候補予定者の「投票」を呼びかけること

Point!

これは国民全体にあてはまるもので、公務員であるかどうかに関わらず、選挙期間前に「投票を呼びかける」行為はできません。ただし、立候補予定者の応援を決めたり、周知したりする行為は何ら問題ありません。

II 公務員に禁止されている事項

1 公職選挙法では …

第136条で、特定公務員（選挙管理委員会の職員、徴税の吏員など）の選挙運動を禁止し、136条の2では「その地位を利用して…行為をさせること」とあり、公務員としての地位を利用しての選挙運動を禁止しています。

ただし、「地位を利用して」とされるのは、あくまでも意志決定権を持つ公務員（管理職、決裁権者など）が対象となり、職業が公務員だからという理由だけで、様々な行動が制限されるものではありません。なお、選挙運動はIに記載のとおりです。

なお、上司が部下に対して投票の強要をすることについても、地位利用（準備行為を含む）との指摘を受けることがありますので、注意が必要です。

公選法 上出来 ること	○	・個人的な関係の知人等に対しての立候補予定者の周知(選挙運動類似行為)や投票依頼(公示・告示日以降の選挙運動)を行う
	×	・業務上で利害関係のある相手に対し、応援などを働きかける ・公務員として紹介された公の場で、特定の者の応援依頼をする

2 地方公務員法では …

第36条では、公務員の「政治的中立性」確保の視点で、次の制限事項が記載されていますが、あくまでも「公務員」の立場での行為が想定されているに過ぎません。

- i) 政党等に関する特定の「政治的行為（※1）」の、禁止ないし制限
- ii) 特定の政治目的を持って行われる特定の「政治的行為」の禁止ないし、制限
- iii) 職員に禁止ないし制限された「政治的行為」を行うよう働きかけることの禁止

※1 「政治的行為」：「勧誘運動（※2）」をする、署名運動を主催する、寄付金の募集に関与する、公的施設への掲示、公共団体等の施設・資材の利用など

※2 「勧誘運動」：不特定多数の者を対象として、組織的・計画的に投票する決意又は投票しない決意を促す行為

Point1

公務員の禁止事項として定められているのは、あくまでも「公務員」の立場での行動（＝地位利用）であり、**プライベートで一個人として後援会に入ることや、応援する取り組みに参加することは制限されません。**

Point2

地方公務員法によって定められる制約事項については、**企業職員、現業職員、独法職員には適用されません**（地公法適用外）。

また、政治行為に関しては、一般公務員であっても**当該職員の属する地方自治体の区域外では政治的行為をすることができると**されています。

※県庁職員は全県を所管するとされています。

Ⅲ 労働組合の政治闘争

1 労働組合が行う政治闘争とは？

判例等において、「労働組合は社会的・経済的弱者である個々の労働者を、交渉により使用者と対等の立場に置くことで、地位向上をさせることを目的とする。しかし、現実の政治・社会・経済構造のもとでは、単に労使交渉だけでは十分に目的を達することが出来きず、目的達成のための必要な政治活動や社会活動を行なうことは妨げられるものではない」とされ、組合であるからこそ認められる取り組みでもあります。

私たちの仕事は、社会保障をはじめ地域住民の生活を支える行政の任務を担っており、日常から法律や規則に密接に関わっています。その決定過程において政治判断が大きな影響を及ぼしていることを鑑みた場合、県職労の運動方針の実現・具現化を図るために政治闘争は極めて重要です。

2 選挙対策委員会への参加、総決起集会への出席

公務員としての選挙行動にいくつかの制約がある一方で、労働組合の意思決定のもとでの選挙に関する行動への参加は自由です。

候補予定者の当選に向けて結成される地域の選挙対策委員会へ県職労の支部役員等の立場での出席や選対役員就任を要請されることがありますが、前述のとおり、労働組合方針に基づいた行動であれば、公務員であっても参加は全く問題ありません。



また広く大衆を参集範囲とせず、支持組織の組合員のみが参加する、いわゆる総決起集会等に出席したり、組織を代表して決意を述べたりすることも可能です。

3 選挙期間中の取り組み

選挙期間に入ると、投票の呼びかけが可能となり、組合員を対象とした集会で「投票しましょう」と呼びかけることができます。当然、立候補者の街頭演説や個人演説会の場に政策を聞きに行くことも自由ですし、選挙事務所に出向き激励することも問題ありません。



制約されるのは、公務員の身分をもって「勧誘行動（＝投票の呼びかけや大衆に手を振る行動）」を行うことであり、選挙事務所での電話番や事務作業の手伝い、勧誘行動を伴わない選挙車や随行車の運転・道案内といった単純労務提供までを制限しているものではありません。

IV その他の政治闘争期の行動

1 文書の配付について

労働組合が組合機関紙に特定の候補者について掲載し、通常実施している方法で組合員に配付される分には自由に配付することが出来るとされています（労働組合の目的達成のためであり選挙運動ではない内部行為であるとの判断）。よって、県職労機関紙に選挙の状況を記載し、発行・配布することは問題ありません。

2 ネット・SNSでの呼びかけ

2013年の法改正により、ネットでの選挙呼びかけが可能となっています。ホームページやブログ、フェイスブックやツイッターなどのSNSを利用して候補者への支持を訴えることは可能です。ただし、電子メールを利用した呼びかけは、政党と候補者本人に限定されています。ネット・SNS上でも告示後は地方公務員法36条の2の規定に該当する「勧誘運動」は制限されますので注意して下さい。

VI まとめ

昨今では「県民の目」を意識し、誤解を招かないような配慮を行うよう求める通知が当局から頻繁に発せられますが、ここまで確認してきたように、私たち公務員に制限されているのは、「公務員としての地位を利用」して選挙の行動をすることであり、それ以外の様々な取り組みは概ね可能とされています。

現在の自民党政権はその支持母体である大企業の利益優先の政策に終始し、日本経済を支える私たち消費者層の生活よりも、グローバル経済追求の政策に走り、自衛隊が海外で活動できるよう「戦争法」の実行と憲法改悪をもくろんでいます。

危険な安倍政権にストップをかけるため、推薦候補者の必勝に向け自信をもって取り組みを進めましょう。

Point!

当局側は公務員の選挙行動の自粛をことさら強調してきますが、私たち公務員も一人の国民であり、選挙に参加する権利を有しています。**制限されている事項をしっかりと把握することが大切**であり、ここまで述べてきたように、県職労が取り組んでいる活動は法令上問題ありません。

選挙期間中であるか否かを問わず、家族・友人・知人等、**プライベートな関係者への周知・依頼はいつでもOK**です。推薦候補の必勝に向け、積極的に活動に参加しましょう。

2019参議院選・統一自治体選での推薦候補者の必勝を
盛岡市議選・組織内「野中やすし」さんの支持の輪を広げよう